

令和6年度第1回大府市高齢者・障がい者虐待防止等連絡協議会議事録 (要点記録)

開催日時：令和6年8月27日（火） 午後2時00分～午後3時25分

開催場所：ふれ愛サポートセンター 多目的ルーム1～3

出席者 ※敬称略

大府市医師団代表	奥村 雅徳
自治区代表	加古 茂雄
民生児童委員協議会高齢者部会	安藤 義明
民生児童委員協議会障がい者部会	小川 緑
大東小学校	上野 忍
愛厚ホーム大府苑	國枝 麻衣子
介護支援専門員連絡協議会	小木曾 洋子
発達支援センターおひさま	東 千恵子
発達支援センターみのり	水上 和江
人権擁護委員	塚本 鋭裕
ミューいしがせ相談室	加納 和江

欠席者 ※敬称略

矢野法律事務所（弁護士）	矢野 和雄
国立長寿医療研究センター	近藤 秀憲
認知症介護研究・研修大府センター	山口 友佑
東海警察署生活安全課	荒木 貴徳
知多保健所	山崎 あゆみ
社会福祉法人憩の郷	朝熊 清花
認知症の人と家族の会	尾之内 直美

事務局 福祉部

福祉総合相談室	猪飼 健祐
高齡障がい支援課 障がい係	小清水 崇
〃 〃 〃	阪野 佳亮
健康未来部こども若者女性課 子ども支援係	伊藤 有輝
〃 健康増進課 健康増進係	飯坂 さやか
高齡者相談支援センター	島田 真希
障がい者相談支援センター	藤崎 あかり
高齡者・障がい者虐待防止センター	竹内 美喜
	担当者3名

傍聴人 なし

議事内容

1 あいさつ

—会長挨拶—

2 議題

(1) 令和5年度の高齢者・障がい者虐待防止センターの活動実績について

ア 高齢者虐待の対応状況について

—資料No.1に基づき事務局より説明—

—質疑

【委員】虐待無しと判断された事例の中に、通報内容をみると心理的虐待が疑われるものがある。虐待無しと判断する根拠は何か？虐待無しは会議の中で判断されたものか。

【事務局】虐待の有無は会議で判断している。通報内容では心理的虐待が疑われたが、事実確認の結果、本人の認知機能の低下があり発言の信ぴょう性が低く、暴言の事実がなかったため虐待無しの判断に至った。認知症の高齢者の発言は信ぴょう性が低いと一律に判断している訳ではなく、事実が確認できない場合は、「判断できない」という判断をして事実確認を継続している。

【委員】高齢者と障がい者が互いに暴力をふるっている場合、相殺はされず、高齢者虐待と障がい者虐待のどちらにも該当すると判断するとマニュアルは示してある。

【事務局】資料No.1の参考資料No.9の場合、息子に脳梗塞の既往があり要介護2、本人は要支援であり、本人が息子の養護者だった。高齢者虐待では養護者から高齢者への虐待であることが要件であるため虐待無しと判断した。

【委員】「8050」のような問題の場合、養護要件をとらず、みなしで虐待認定を行うこともある。

【事務局】みなしの虐待認定を行う場合もあるが、本事例ではしなかった。事例によって対象者にとって虐待防止センターが対応する方がより良いのか、それとも別の機関、例えばDVの担当がより良いのか等検討して、適切な機関が対応している。虐待無しとなったからといって、何も支援しないわけではない。

【委員】参考資料は発生の状況だけしか記載がなく、経過がわからない。スクリーニング会議やコアメンバー会議、終結評価会議がどの程度開かれたのか、会議の状況が資料からわからない。

【事務局】参考資料に経過が入れられるように考慮したい。通報受理したものはコア会議がスクリーニング会議は必ず実施しており、また終結評価会議も実施しているため、資料に実績が反映できるように検討します。

【委員】「P1①通報・届け出件数」にて、施設従事者が1件と例年に比べて減っていることについて、どのように評価しているか。

【事務局】大府市内の施設に対して虐待防止の啓発を長期にわたり多く実施し

てきたため、浸透してきたととらえている。

一方で、障がい者の施設虐待は11件と増加傾向である。これは施設虐待の場合、高齢者虐待は大府市内の施設のみを担当するが、障がい者虐待の場合は大府市民が利用していれば市外の施設も通報を受け対応するルールになっているためと考えている。

市内の高齢者施設に関しては施設調査も繰り返し実施しており、良化されていることから徐々に通報は減っていると評価している。ただし、R6年は現時点で3件通報が入っている。

【委員】「P3(ウ)被虐待者の認知症等の状況」認知症日常自立度のIVとMがないことについてどう考えているか。

【事務局】母数が少ないため、たまたまと思われる。

【委員】「P⑥令和5年度中に終結した事例」①～⑤に数値が計上されていない。
在宅生活を継続した状態で終結を迎えることが一番望まれることではある。数値がなくても、実際は防止センターが様々な取り組みを実施しているのではないかと思う。

【事務局】在宅で終結を迎えた事例が、すべて「⑩その他」に計上されている。
介護保険サービス利用以外にも様々な取り組みを実施している。「⑩その他」では具体的な支援の中身がわからないため、計上方法を今後検討したい。

イ 障がい者虐待の対応状況について

—資料No.2に基づき事務局より説明—
—質疑—

【委員】「P7①通報・届け出件数等」の通報・届出受理件数と相談件数の違いは何か。

【事務局】連絡が入った時点で少しでも虐待の可能性がある場合は通報、明らかに虐待の可能性がないと判断できる場合は相談件数に計上している。
また相談件数には以前介入していたケースで終結後に連絡が入り、再発の未然防止に努めた事例なども含まれる。

【委員】「P7③虐待発見者及び通報・届け出者」において、国の統計では警察が一番多いが、大府市は少ない。
発見者は本人が一番多いが、通報者は障がい者相談支援センターが多くなっている。本人からの通報に比べて、1機関経由することでタイムラグが生じることが気になる。

【事務局】警察とは平時から連携はとれている。R5はたまたま通報票が上がってこなかった、もしくは警察の通報票より前に関係機関から連絡が入ったため、警察には数値の計上がなかった。
緊急性が高いものについては本人から直接連絡をもらいたい。しかし、虐待防止センターに本人が直接通報するとどうしても通報のハードルが高くなる。本人に対しては相談しやすいところに相談するように啓発しており、関係機関から防止センターに連絡が入る仕組みがあれば、最終的にすべて把握できる。何より障がい者虐待が埋もれることがな

いように留意している。

ウ 研修等啓発活動について

—資料No.3に基づき事務局より説明—

—質疑

【委員】多くの研修を実施している。

研修実施にあたり、どんなことに配慮しているか。

【事務局】研修内容は依頼のあった事業所の希望に沿うことを一番大切にして
いる。依頼内容にかかわらず必ず取り入れることとして、「①虐待防
止の基礎」「②疑わしきはまず通報」の2点は必ず入れるようにして
いる。

高齢者虐待防止法も障がい者虐待防止法も虐待者を責める法律では
ないため、施設で起きてしまった虐待行為を良化する手伝いをする
というスタンスであることを啓発の際には伝えている。

依頼された時間を守るようにしている。

【委員】特に高齢者よりも障がい者の方について、当事者の方への研修は実施
しているか。

【事務局】当事者の方用のパンフレットを作成し、配布している。過去には B
型事業所で当事者用のパンフレットを用いて研修を実施したことも
あるが、令和5年度は当事者を対象とした研修の実績はない。

【委員】当事者が自分の意志で伝えられることは大切である。施設職員を通じ
て当事者に伝えてもらう方法もあると思うが、職員と合わせて当事
者にも研修・啓発を実施してほしい。

(2) 高齢者虐待及び障がい者虐待に関するアンケート調査結果

—資料No.4に基づき事務局より説明—

—質疑なし—

(3) 障がい者差別解消の取組について

—資料No.5に基づき事務局より説明—

—質疑

【委員】以前の敬老会が昨年からいきいき幸齢者フェスタに変わった。参加し
た方のみ景品がもらえる仕組みになり、足が不自由な人含め家族
が代わりに行っても景品がもらえなくなった。行きたくても行け
ない人はもらえないため、差別的取り扱いに該当するのではない
か。また、公民館の2階で催しがある場合、段差があり障がい者
は参加できない。それについて、何も対応していないという現状
がある。この会議が合理的配慮について議論する場であるならば、
次回に向けて、行政内部で合理的配慮の取り組みが十分であるか
議論して欲しい。

【事務局】合理的配慮はできる範囲で実施するということでもあり、行政判断
もあると思うため、この場で委員の内容について方向性を示すこと

は難しく、持ち帰って検討したい。

【委員】学校関係はP19に取り組みの記載があるが、幼稚園や保育園で合理的配慮に関する研修が実施されているのか、また今後する予定はあるなか知りたい。公立保育園においては現状されていると思うが、近年私立の保育園が増えている。いろいろな捉え方をされる方がいると感じている。中核機能として、発達支援センターでも啓発をやっているといかないといけないと思っており、連携としてやっていく必要がある。

【事務局】本日は児童部局が出席していないため、啓発の現状がわからない。障がいの担当と子ども部局の横断的対応になるが、大切なことであると思うので、連携して対応したい。

【委員】「P19 合理的配慮の提供および環境の整備の予定」において、サポート職員を配置するとあるが、出入り口のわかりやすい所に配置されているのか、事前に配慮を希望する旨の連絡をするのか。

【事務局】消防署限定の話になるが、入口の所に配慮が必要な方がみえれば対応できる体制になっていると思う。

【委員】入口に「配慮が必要な方は職員が対応します」と記述させているか、もしくはメッセージとして市民に周知されているかが大切だと思う。

【事務局】参考にさせていただいて市役所内で横断的に情報共有していきたい。

【委員】学校でも障がいをもった子どもの保護者から合理的配慮をしてほしいという要望はあり対応しているが、差別解消法の過重な負担にならない程度というのがわかりにくい。

本来、日本は特別支援学校をつくり障がい児を分離してきたが、一方で特別支援学級をつくり、普通級との交流をしている。

大府市はかなり手厚く人員が配置されており、普通の学校活動では（合理的な配慮に）問題はない。校外の学習となると、人を多く配置するか、場所を変えざるを得ない。配慮の程度の規定がないため学校としては苦しい。現状の話をすれば大府市で人員をつけてもらえるのか。この会議はこのような現状について話をする場所はない。

大府市は通常の学校活動ではかなり手厚く配慮されており、それを目当てに引っ越しをしてくる方もいるくらいである。評価してもらうことはうれしい。

【事務局】学校の現状について、市として教育委員会事務局にも伝え対応していきたい。

3 その他 —なし—

以上